

## 食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領

### (目的)

第一条 この食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領(以下「要領」という。)は、中部地方環境事務所が定めた食品循環資源の再生利用(以下「食品リサイクル」という。)の取組に関する愛称「めぐりふード」及びそのシンボルマーク(以下「シンボルマーク等」という。)の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請及び承認等)

第二条 シンボルマーク等は、次のいずれかの用途に用いる場合に使用することができる。

一 食品循環資源を利用して生産された肥料、飼料その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「食品リサイクル法」という。)施行令第二条に規定する製品、それらを利用して生産された農畜水産物及び当該農畜水産物を原料又は材料として利用して製造・加工された商品(以下「食品リサイクル商品」という。)のPR

二 自らが行う食品リサイクルの取組のPR(第一号に掲げるものを除く)

三 国、地方公共団体その他の公的機関等が行う食品リサイクルの普及・啓発

2 シンボルマーク等の使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、シンボルマーク等使用承認申請書(様式第一号。以下「申請書」という。)の提出により、中部地方環境事務所長に対し事前に、申請しなければならない。

3 中部地方環境事務所長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認することが適当であると認められるときには、申請者に対し、その旨をシンボルマーク等使用承認書(様式第二号)により通知するものとする。申請者は、承認の通知を受けた後でなければ、シンボルマーク等を使用してはならない。

4 次のいずれかに該当するときは、第二項に定める申請を省略することができる。この場合において、国の機関又は報道機関は、シンボルマーク等の具体的な用途、使用する場所等を事前に中部地方環境事務所長に届け出なければならない。

一 国の機関が使用するとき。

二 報道機関が報道の目的で使用するとき。

### (承認基準)

第三条 前条第三項に定める審査は、次の各号に規定する承認基準に基づき行うこととする。

一 申請者が個人である場合は、中部地方環境事務所の管内(富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県及び三重県)に住所を有していること。申請者が企業・団体である場合は、中部地方環境事務所の管内に事業所を有していること。

二 シンボルマーク等を前条第一項第一号の用途に使用する旨の申請については、食品

リサイクル法第十一条第一項の規定に基づく登録を受けている者、第十九条第一項の規定に基づく認定を受けている者、又は環境省、地方公共団体等の支援事業等の対象となった者であること。

三 シンボルマーク等を前条第一項第一号及び第二号の用途に使用する旨の申請については、食品リサイクルに寄与する取組を自ら行っていること。

四 シンボルマーク等を前条第一項第三号の用途に使用する旨の申請については、法人格を有する者であること。

2 前条第三項に規定する審査において、次の各号に規定する場合には、承認しないこととする。

一 シンボルマーク等を指示された色、形状等に沿って使用しないとき、またそのおそれがあると認めるとき。

二 法令や公序良俗に反するとき。

三 申請書等に虚偽の情報を含むとき。

四 特定の政治、思想、宗教等を支援し、また支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

五 特定の商品名やブランド名として使用するとき。

六 シンボルマーク等の使用方法が、第二条第一項第一号の対象である食品リサイクル商品以外の商品について、食品リサイクル商品であるとの誤解を与えるおそれがあるとき。

七 その他中部地方環境事務所長がシンボルマーク等の使用について適当でないとき。

(申請書の添付資料)

第四条 申請書には、以下の書類を添付しなければならない。

一 申請者が企業である場合は、商業登記簿謄本の写し

二 申請者が個人事業主である場合は、次に掲げるもののうちいずれか一つ

イ 個人事業開業届出書の写し

ロ 個人事業開始申告書の写し

ハ 自治体が発行する営業届出済証明書の写し

ニ 確定申告の控えの写し

三 申請者が団体である場合は、寄付行為又は会則

四 申請者が個人である場合は、個人の身分を証明できるもの

2 シンボルマーク等を第二条第一項第一号の用途に使用する旨の申請については、前項に示した書類に加えて、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。環境省、地方公共団体等の支援事業等の対象となった者については、その事実を証する書類の写し及びその食品リサイクルの取組内容に関する資料を添付しなければならない。

- 一 申請者が食品リサイクル法第十一条第一項に規定する登録を受けている者である場合
    - イ 食品リサイクル法第十一条第二項に規定する申請書の写し
    - ロ 食品リサイクル法第十一条第一項の規定に基づく登録の通知の写し
  - 二 申請者が食品リサイクル法第十九条第一項に規定する認定を受けている者である場合
    - イ 食品リサイクル法第十九条第一項に規定する再生利用事業計画の写し
    - ロ 食品リサイクル法第十九条第一項の規定に基づく認定の通知の写し
- 3 シンボルマーク等を第二条第一項第二号の用途に使用する場合は、食品リサイクルに寄与する取組を行っていることが分かる資料の写しを添付しなければならない。
- 4 中部地方環境事務所長が必要と認めるときは、その他必要な書類の提出を求めることができる。

(シンボルマークの表示方法)

- 第五条 第二条第一項第一号の用途に使用する場合はシンボルマークの表示方法は様式三号のとおりとし、必ず、自らが行う食品リサイクルの取組の内容が明確となる説明を併せて記載するものとする。ただし、食品リサイクル商品への直接の貼付は行ってはならない。
- 2 第二条第一項第二号の用途に使用する場合はシンボルマークの表示方法は、様式四号のとおりとする。ただし、前項の表示方法が認められている者については、様式三号の表示を使用することができる。
- 3 第二条第一項第三号の用途に使用する場合はシンボルマークの表示方法は、様式五号のとおりとする。

(使用料)

第六条 シンボルマーク等の使用料は、無料とする。

(使用期間)

第七条 シンボルマーク等の使用期間は、中部地方環境事務所長がその使用を承認した日から起算して三年とする。

(承認基準非該当の届出)

第八条 第二条第三項の承認を受けた者(以下「被承認者」という。)は、第四条第二項に基づき添付した書類の内容が失効又は事実と異なる事態が生じた場合には、その旨を速やかに中部地方環境事務所長に届け出なければならない。

(使用承認の取消事由)

第九条 被承認者が次のいずれかに該当するときは、中部地方環境事務所長はその承認を取り消すことができる。

- 一 この要領に違反したとき。
  - 二 申請書に記載された申請内容と異なる使用をしたとき。
  - 三 第三条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 中部地方環境事務所長は、被承認者が前項の規定により承認を取り消された場合に、これによって被承認者が損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 3 中部地方環境事務所長は、第一項各号の規定により承認を取り消した場合には、取り消された者の名前及び取り消された理由を中部地方環境事務所ホームページ上に公表することができる。

(申請内容の変更)

第十条 被承認者が、シンボルマーク等使用承認申請書に記載した内容を変更しようとするときは、中部地方環境事務所長の承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、適宜の様式で中部地方環境事務所長に届け出ることとする。

(使用実態の報告及び報告の徴収)

第十一条 被承認者は、毎年、その年のシンボルマーク等の使用実績を取りまとめ、翌年三月末までにシンボルマーク等使用実績報告書(様式第六号)により、中部地方環境事務所長に報告しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、中部地方環境事務所長は、必要に応じ、被承認者の住所又は事業所への調査などにより、シンボルマーク等の使用の実態に関する情報の提供を求めることができる。

(その他)

第十二条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、中部地方環境事務所長が別に定めることができる。

附 則

この要領は、平成二十三年十月十七日から施行する。

シンボルマーク等使用承認申請書

中部地方環境事務所長 殿

申請者  
 住所  
 氏名 印  
 ( 団体にあっては名称及び代表者の氏名 )

シンボルマーク等を使用したいので、食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領第二条第二項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

実施している食品リサイクルを推進するための取組の内容				
取扱要領第二条第一項に基づくシンボルマーク等の用途の種類(いずれかに を付すこと)	( 1 ) 食品リサイクル商品の P R ( 2 ) 自らが行う食品リサイクルの取組の P R ( 3 ) 国、地方公共団体その他の公的機関等が行う食品リサイクルの普及・啓発			
シンボルマーク等の具体的な用途、使用する場所				
備 考				
連 絡 担 当 者	担当者名		所属	
	電話番号		F A X 番号	
	メールアドレス			

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。  
 2 食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領第四条に規定する資料を添付すること。  
 3 「取扱要領第二条第一項に基づくシンボルマーク等の用途の種類」欄については、該当する種類に を付すこと  
 4 食品リサイクル商品を消費者等に P R する場合は、食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領第五条第一項の規定に基づきシンボルマークに付記する説明の内容を、備考欄に記載する。  
 5 商品への直接貼付に用いる場合はできません。  
 6 欄内にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

様式第二号

## シンボルマーク等使用承認書

住 所

氏名又は名称

上記の者について、次のとおり食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領第二条第三項の規定に基づき使用を承認しましたので、通知します。

平成 年 月 日

中部地方環境事務所長

承認年月日 平成 年 月 日

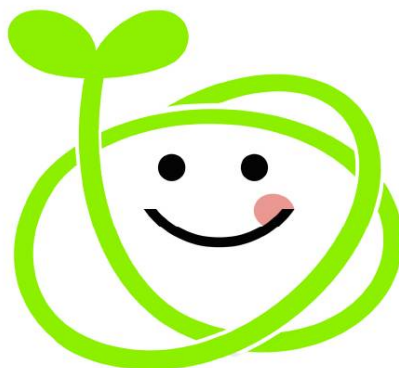
使用期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

なお、以下の点に特にご注意ください。

- 1 申請内容と異なった使用方法をした場合には、使用承認は取り消され、取り消された者の名前及び取り消された理由を中部地方環境事務所ホームページ上に公表されることがあります。
- 2 被承認者は、毎年、その年のシンボルマーク等の使用実績を取りまとめ、翌年三月末までに中部地方環境事務所長に報告する必要があります。
- 3 食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領は、事前の通知なく、必要に応じて改定される場合がありますので、御承知おき下さい。

様式第三号

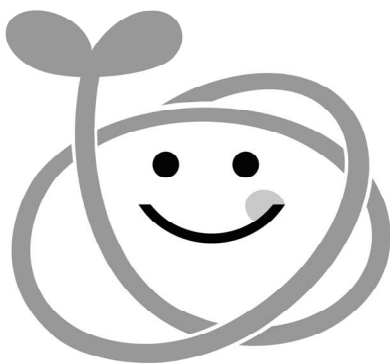
(カラーの場合)



めぐりふーど

食品リサイクルに取り組んでいます。

(白黒の場合)



めぐりふーど

食品リサイクルに取り組んでいます。

\*注意

1. 使用できるサイズは、文字を除くロゴ部分が、最小で2 cm四方までとします。
2. 使用する色の指定は以下のとおりです。

【カラー】

緑(葉)のライン : C 5 0 % Y 9 4 %

舌 : M 5 0 % Y 2 7 %

目・口 : K 1 0 0 %

文字 : K 1 0 0 %

【グレースケール】

緑(葉)のライン : K 2 5 . 3 4 %

舌 : K 3 2 . 4 7 %

目・口 : K 1 0 0 %

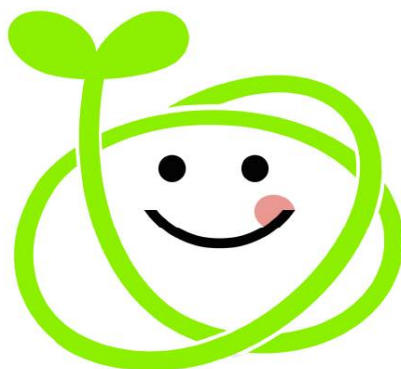
文字 : K 1 0 0 %

3. 上記の規定は、様式五号、様式六号にも適用する。



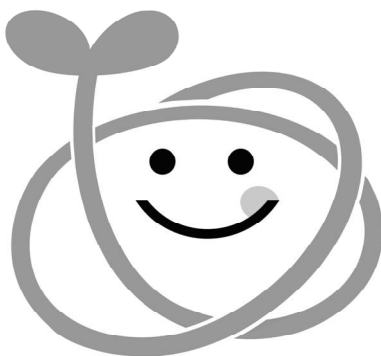
様式第四号

(カラーの場合)



**めぐりふーど**  
食品リサイクルに貢献しています。

(白黒の場合)



**めぐりふーど**  
食品リサイクルに貢献しています。

様式第五号

(カラーの場合)



(白黒の場合)



### シンボルマーク等使用実績報告書

中部地方環境事務所長 殿

申請者  
住所  
氏名 印  
(団体にあつては名称及び代表者の氏名)

食品リサイクルシンボルマーク等使用取扱要領第十条第一項の規定に基づき、シンボルマーク等の使用実績を報告します。

#### 記

報告対象期間		
1	使用用途	
	使用数	
	使用場所	
	添付資料	(例) 使用状況の分かる写真 印刷物
2	使用用途	
	使用数	
	使用場所	
	添付資料	(例) 使用状況の分かる写真 印刷物
連絡担当者	担当者名	
	所属	
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。  
2 添付資料欄は、例に従い使用状況が分かる書類を添付すること。  
3 欄内にその記載事項のすべてを記載することができないときは、欄を加えるか、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。